

「フリマでの取引でトラブルが急増中！！」

【事例】 1：フリマアプリで商品を購入したら、明らかな偽物だった。出品者が返品に応じないのでアプリ運営業者に相談したが、「当事者間で話し合うように」と言われて困っている。

2：中学生の息子がフリマアプリで酒を購入した。未成年者なのに酒を購入できる仕組みはおかしい。運営業者が未成年者の取引を監視・指導すべきだ。

【対処法】 ①フリマサービスは個人間の取引です。トラブルが発生したら原則当事者間で話し合うことで解決することが求められます。契約するときには、慎重に検討するようにしましょう。

②未成年者が、年齢確認の必要な商品を利用してしまうシステムです。利用方法について、保護者は未成年者としてしっかり話し合っておきましょう。

③規約上利用を禁止されている行為（相手の銀行口座に直接代金を振り込むなど）は、取引相手から持ちかけられたとしても、絶対に応じないようにしましょう。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。

平日：役場企画課 TEL 82-1115 土・日：鳥取県消費生活センター TEL 0859-34-2648

1
8
8

※困った時には、消費者ホットライン。局番なしで

イヤヤ

188

「泣き寝入りは イヤヤ！」に電話してください。

これまでの0570-064-370も使えます。



名島ゆかり
相談員

vol.40
こんにちは！
消費生活相談員です